

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	有限会社ライフバンク保険やまがた
■ 取組方針掲載ページのURL	https://yamagatahoken.jp/wp-content/uploads/2-HP用お客さま本位の業務運営.pdf
■ 取組状況掲載ページのURL	https://yamagatahoken.jp/wp-content/uploads/2-HP用お客さま本位の業務運営.pdf

原則	取組方針	実施/不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【金融商品の販売・提供】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の回避に努め、顧客の利益を優先し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な方針を定めなければならない。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③-④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③-④-⑤-⑥-⑦
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な方針を定めなければならない。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組⑤
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たっては、例えば、以下の事項が取り又は取引に及ぼす影響についても考慮すべきである。 (1) 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 (2) 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 (3) 同一主体又はグループ内に法人営業部門と個人営業部門を有しており、当該営業部門が、買	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組⑤
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、各目に関わらず、顧客が負担する手数料の他の費用等も併せて考慮し、顧客にとって最も有利な取組を勧誘すべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組⑤
原則 4	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
原則 5	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	非該当	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※1に記載の理由により不実施	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※1に記載の理由により不実施
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-②-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-②-③
原則 6	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-③-⑤
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	非該当	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※1に記載の理由により不実施	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※1に記載の理由により不実施
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	非該当	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※2に記載の理由により不実施	掲載ページ 当社HP>お客さま本位の業務運営方針>※2に記載の理由により不実施
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-③-⑤
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮し、顧客の理解を促すための適切な説明を行うべきである。	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-③	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組①-③-⑤
原則 7	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組②-⑤
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、顧客の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修	実施	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>方針①-④	当社HP>お客さま本位の業務運営方針>具体的な取組②-⑤

【問合せ先】
 部署 本社
 連絡先 023-662-2133